

เรื่อง การแก้ไขเพิ่มเติม คุณสมบัติ หลักเกณฑ์และเงื่อนไข สำหรับการตรวจลงตราประเภทคนอยู่ชั่วคราว
เป็นกรณีพิเศษ ตามมาตรการกระตุ้นเศรษฐกิจและการลงทุน โดยการดึงดูดชาวต่างชาติที่มีศักยภาพสูงสู่ประเทศไทย

非公式訳

投資委員会事務局布告

第 Por. 6/2566 号

件名：裕福または才能のある外国人の誘致による投資および経済の促進措置に基づく短期滞在者向けビザの特例に関する資格、基準、条件の改定増補

仏暦 2565 年（西暦 2022 年）6 月 30 日付投資委員会事務局布告第 Por. 2/2565 号
件名：裕福または才能のある外国人の誘致による投資および経済の促進措置に基づく短期滞在者向けビザの特例に関する資格、基準、条件につき、

仏暦 2520 年（西暦 1977 年）投資奨励法第 13 条および仏暦 2565 年（西暦 2022 年）5 月 10 日付閣議決定により、投資委員会事務局は、仏暦 2565 年（西暦 2022 年）6 月 30 日付投資委員会事務局布告第 Por. 2/2565 号 件名：裕福または才能のある外国人の誘致による投資および経済の促進措置に基づく短期滞在者向けビザの特例に関する資格、基準、条件 の 2.4.1 を廃止し、代わりに以下の内容を使用する。

“2.4.1 タイ国内企業、またはタイに転勤させる海外企業との雇用契約もしくはサービス契約を提示する、または高等教育機関、研究機関、専門訓練機関、もしくはタイ政府機関で働く証拠を提示すること。尚、以下の対象産業における事業で働くこと。

- (1) 自動車産業
- (2) エレクトロニクス産業
- (3) 質の高い観光産業
- (4) 農業、食品産業、バイオテクノロジー産業
- (5) 運輸・物流産業
- (6) 自動化およびロボット産業
- (7) 航空、航空機、宇宙産業
- (8) バイオ燃料および生化学産業
- (9) 石油化学および化学産業
- (10) デジタル産業
- (11) 医療産業
- (12) 防衛産業

- (13) 廃棄物からの燃料生産、水資源管理など循環経済（Circular Economy）を支える産業
- (14) 国際ビジネスセンター（International Business Center - IBC）
- (15) 資格を申請する外国人が次のいずれかの専門スキルを使って働くその他産業
 - (1) バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端材料テクノロジー、デジタルテクノロジーなど対象産業または対象技術における研究開発
 - (2) 科学技術分野での高等教育または職業教育レベルの人材育成
 - (3) 人工知能技術、自動化、ロボットの事業運営への応用
 - (4) ビジネスの生産性やサービスを向上させるデジタルシステムの企画・開発
 - (5) 財務またはマーケティングのサービスの提供またはコンサルティング
 - (6) 環境およびエネルギーの経営
 - (7) インキュベーションプロジェクト（Incubation Program）成長加速プロジェクト（Acceleration Program）およびイノベーションとスタートアップエコシステムのサポート
 - (8) 裁判外紛争解決サービス
 - (9) 外国商工会および外国の貿易投資促進機関による経済・貿易および投資発展の促進と支援”

なお、只今より有効とする。

布告日 仏暦 2566 年（西暦 2023 年）3 月 16 日

ナリット・タートサティラサック

（ナリット・タートサティラサック）

投資委員会長官